

## 個別・型式検定申請手数料の領収書発行に関する取り扱い変更のお知らせ

初秋の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊協会が登録されている個別検定と型式検定の全品目につきまして、この度、お納め頂いた検定手数料に対する領収書発行の取り扱いを変更することになりましたのでお知らせ致します。

今まで当該領収書は、検定手数料のお支払い方法の如何に関わらず、受付時に発行しておりましたが、平成 28 年 10 月 1 日付けで、現金でお支払い頂いた場合に限り発行し、それ以外のお支払い方法\*1につきましては、領収書は発行しないことに致しました。\*2

\*1 現金以外のお支払い方法には、銀行振り込みと郵便為替がございます。

\*2 本取扱いにつきましては、機械等登録個別検定機関業務規程及び機械等登録型式検定機関業務規程の該当する箇所を修正して、厚生労働省に届出済みです。

本取扱い変更は、現金以外の場合、お支払いの事実が何らかの形で確認できるためでございます。

繰り返しご案内致しますが、平成 28 年 10 月 1 日以降、銀行振り込み及び郵便振替による検定手数料のお支払いにつきましては、領収書は発行致しませんので予めご了承願います。

ご不便をお掛け致しますが、今後とも弊協会の検定業務につきまして、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

検定手数料の領収書発行につきまして、ご不明な点がございましたら、検定部までお問い合わせ願います。

平成 28(2016)年 9 月

検定部長

小金 実成